

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	二
○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託	(農林水産経営支援課)	二
○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(同)	二
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	三
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(森林整備課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(十三件)	(教育庁特別支援教室)	七
議 会		
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		一〇
人事委員会		
○人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員の範囲を定める規則)の一部を改正する規則		一〇
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		一一
○包括外部監査結果に関する報告の公表		一四
公安委員会		

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

一四

告 示

○宮城県告示第三百九十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、平成二十九年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	魚町一丁目等七単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年十月三十一日まで

2

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
白石市	郡山字穴ノ前等三十一単位区域及び鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年七月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一條の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一條の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇七〇〇三九八	放課後等デイサービス 名取市小山二丁目十番十九号	放課後等デイサービス	株式会社社ひよこ会	平成二十九年四月一日
○四五二六〇〇二七三	利府こども発達センターのびっこ 宮城県利府町利府字八幡崎六十三番一	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十九年四月一日

○宮城県告示第三百九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二六〇〇二二六	多機能サポートランドさわおとの森 児童発達支援どんぐりクラブ 宮城県利府町沢乙字 欠下東十八番二	児童発達支援	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十九年三月三十一日
○四五二六〇〇二二六	多機能サポートランドさわおとの森 宮城県利府町沢乙字 欠下東十八番二	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

仙南中央森林組合

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一

川崎町森林組合

伊具郡丸森町字田町南一番地の一

丸森町森林組合

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

白石蔵王森林組合

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三

黒川森林組合

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

宮城中央森林組合

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

大崎森林組合

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十九

栗駒高原森林組合

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米町森林組合

登米市東和町米川字小田百十番地の一

東和町森林組合

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

津山町森林組合

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一

本吉町森林組合

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

気仙沼市森林組合

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

南三陸森林組合

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

石巻地区森林組合

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

宮城県木材協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三
みやぎ仙南農業協同組合
- 栗原市志波姫堀口見渡二番地一
栗っこ農業協同組合
- 登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一
みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十七号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年四月十八日から平成二十九年五月二日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 申請年月日

平成二十九年四月六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二〇二号女川海岸線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

女川町石浜字崎山の一部

2 廃止しようとする土地の区域

女川町石浜字崎山の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、女川町役場（復興推進課）

四 縦覧期間

平成二十九年四月十八日から平成二十九年五月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 平成二十九年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（東部管内）」業務委託（単価契約）

(二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県石巻市・東松島市・女川町に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてはその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年四月二十四日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 一般競争入札参加資格審査

宮城県農林水産部森林整備課森林育成班（担当 水田 展洋 電話〇二二―二二―二九二二）
 入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

平成二十九年四月二十六日（水）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十九年五月一日（月）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年五月二日(火) 午前十時
 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature of Service (s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2017 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

2 Contract Period : From contract settlement to February 28, 2018

3 Bid Submission Deadline : May 1, 2017, 5:00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : May 2, 2017, 10:00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : Nobuhiko Mizuta, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2921

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 平成二十九年度森林病虫害等防除「伐倒駆除(仙台管内)」業務委託(単価契約) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町及び大衡村に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画

認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇三三―二二―一三三三五）へ平成二十九年四月二十四日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

3 一般競争入札参加資格審査

宮城県農林水産部森林整備課森林育成班（担当 水田 展洋 電話〇三三―二二―二九九二）

4 入札参加資格確認申請期限

平成二十九年四月二十六日（水）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十九年五月一日（月）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年五月二日(火)午後一時
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

- 五 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者
- 六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百一十三条及び第百一十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

- 1 Nature of Service (s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2017 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

- 2 Contract Period : From contract settlement to February 28, 2018
- 3 Bid Submission Deadline : May 1, 2017, 5:00 p.m.

- 4 Place and Time of Bid Selection : May 2, 2017, 1:00 p.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

- 5 Contact Information : Nobuhiro Mizuta, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2921
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

- 五 落札金額 二億七千五百五十九万二千三百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年三月二十七日

- 四 落札者の名称及び所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番二号

- 五 落札金額 一億九千四十六万三千六百十六円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年三月十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社昭和タクシー 大崎市古川字上古川屋敷七十七番一号

五 落札金額 一億七千三百四十六万九千九百四十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 有限会社大上観光バス 気仙沼市古町一丁目三番四十一号

五 落札金額 七千八百九十五万二千六百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 二億千六百六十五万三千三百十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 東北アクセス株式会社 福島県南相馬市原町区牛来字石橋百十四番三号

五 落札金額 一億六千五百三十八万二千二百八十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億七千五百三十三万八千三百七十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億三千二百二十三万二百六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 グリーン観光バス株式会社 栗原市築館字下宮野川北二十一番一号

五 落札金額 六千八百八十万五千九百十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日

四 落札者の名称及び所在地 とよま観光バス株式会社 登米市登米町寺池目子待井二百七十五番一

五 落札金額 一億千五百十万八千六百十四円

号

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月三日

四 落札者の名称及び所在地 愛子観光バス株式会社 仙台市青葉区上愛子字大岩一番三号

五 落札金額 一億五千八百三十一万三千四百二十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務② 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月三日

四 落札者の名称及び所在地 仙南交通株式会社 仙台市太白区中田五丁目十六番二十五号

五 落札金額 一億七千七百二十五万二千三百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年三月一日
- 四 落札者の名称及び所在地 東日本観光バス株式会社 岩沼市二木一丁目一番二号
- 五 落札金額 三千八百二十二万四千八百八十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十日

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、平成二十八年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。
平成二十九年四月十八日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

平成28年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒却	文 書 不 存 在	取 下 げ 処 理 中
58	10	46	0	0	2	0

（注）「存否応答拒却」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 不服申立ての状況

(1) 件数及び処理状況

不服申立て件数	処 理 状 況					
	決 定	却 却 認 容	一部認容	取 下 げ	審 理 中	そ の 他
前年度からの繰越件数						
当該年度中の新規申立件数						

1	0	0	1	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成28年2月8日	安部孝良議員の政務調査（活動）費に関する一切の文書（平成22・23・25・26年度分）の開示請求に対する公文書部分開示決定の取消を求める異議申立て	棄却

人 事 委 員 会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―二六十八

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 富谷市の項中
「（企画政策課関係）
課長補佐（秘書）を担当するものに限る。」を
「（市長公室関係）
室長補佐（秘書）を担当するものに限る。」に、

「福祉健康センター」を「保健福祉センター」に、
「保健福祉センター」を「保健福祉センター」を「子育て支援センター」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第11号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、
宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によ
り公表する。

平成29年4月18日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
宮城県監査委員 坂 下 賢
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成29年2月17日

2 通知のあった日

平成29年3月23日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適
切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 100,765,912円

過年度分 269,926,125円

合 計 370,692,037円

・平成26年度収入未済額

現年度分 92,268,761円

過年度分 315,182,207円

合 計 407,450,968円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度大河原県税事務所運営方針」に基づき、
収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告や特別徴収未実施事業所への共同勧奨を市町と連携して実
施した。また、特別徴収による滞納を中心に地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、
県税還付金の差押えや市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催など市町を積極
的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、早期の折衝・催告により滞納の未然防止に努めるとともに、早
期の財産調査により滞納事案に応じた自動車差押や預貯金・給与などの債権差押を積極的に実
施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会の処理方針に基づき捜索・差押を
実施したほか、資力のない滞納者については、納税の猶子や滞納処分執行停止を行うなど適切
な債権管理に努めた。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適
切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 97,459,706円

過年度分 197,473,187円

合 計 294,932,893円

・平成26年度収入未済額

現年度分 123,076,889円

過年度分 193,113,962円

合 計 316,190,851円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成28年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関す
る基本方針について」に基づき、収入未済額の縮減に取組んだ。

平成28年12月末現在において、個人県民税については県と市町の連名による共同催告書（378
件）を発送したほか、市町職員を対象とした研修会（オンライン登録研修）の開催や県税還付
金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への支援を行った。

また、個人県民税以外の税目については、税務署、管内市町との3税協力体制を深め、徴収

方法、処分時期等についてお互い連携を取りながら滞納処分にあたった。また、自動車税の納期内納付を促進するために、地域コミュニティＦＭを通じ納期内納付の呼びかけを行った。さらに、財産調査を積極的に行い、財産のない者については処分停止等の措置を講じ5年時効の発生防止に努めるとともに、滞納事案検討会を開催し大口滞納者等特殊案件に対する対応方針を決定して効果的・効率的な滞納整理にあたった。

(3) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 122,702,346円

過年度分 330,830,837円

合 計 453,533,183円

・平成26年度収入未済額

現年度分 125,106,153円

過年度分 396,167,165円

合 計 521,273,318円

ロ 措置の内容

収入未済額は、平成26年度決算から約6千7百万円の縮減(▲13%)が図られたものの、更なる縮減を進めるために、平成28年3月に策定した新たな「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、石巻市と合同捜索を実施したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押等の滞納処分を実施した。さらに納税資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(4) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 35,796,008円

過年度分 120,237,464円

合 計 156,033,472円

・平成26年度収入未済額

現年度分 42,707,069円

過年度分 144,382,907円

合 計 187,089,976円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所と協力し、今年から新たに東部管内と合同による住民税徴収対策会議を開催し、滞納額縮減目標や取組事項等について情報提供及び意見交換を行うとともに、それぞれの管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を開催し、滞納処分技術の向上を図った。また、県税還付金差押支援の実施や宮城一斉滞納整理強化月間中においては、登米市と共同による催告書を送付するなど、登米市の徴収対策を推進する支援に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、滞納事案検討会を5回開催して進捗状況を確認しながら対応方針を決定し滞納整理に取り組むとともに、住民税等財産調査を早期に実施し、預貯金や給与を中心とした差押等の滞納処分を積極的に行った。また、宮城県市町村合同公売会やインターネット公売を活用して差押物件の売却を行い滞納額の縮減を図るとともに、財産調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行うなど適切な債権管理に努めた。

(5) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 21,845,252円
 過年度分 40,865,497円
 合 計 62,710,749円
 ・平成26年度収入未済額

現年度分 13,619,606円
 過年度分 29,348,902円
 合 計 42,968,508円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
 ・平成27年度収入未済額

現年度分 5,583,387円
 過年度分 42,478,272円
 合 計 48,061,659円

・平成26年度収入未済額

現年度分 6,331,290円
 過年度分 42,580,317円
 合 計 48,911,607円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円
 過年度分 1,034,936円
 合 計 1,634,097円

・平成26年度収入未済額

現年度分 259,581円
 過年度分 870,489円
 合 計 1,130,070円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

平成28年度に生活保護業務の業務改善を図るため所長をトップとして設置した「生活保護業務改善適正化会議」（毎月開催）に平成27年度設置の「未収債権回収検討会議」を取り込み、新たな返還金発生の未然防止の視点も加えながら、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成28年10～12月の3ヶ月間を「未収債権回収強化月間」として、組織をあげて集中的に

納入指導を実施した。

加えて、債権データを簡易かつ迅速に処理・加工できるシステムを構築し、同システムによる適時・適切な債権管理を徹底するとともに、同データを活用し、効率的かつ効果的な納入指導を実施し、収入未済縮減に努めている。

以上により、収入未済縮減に取り組んだほか、新たな未済債権の発生を防止するため、適時・適切な訪問調査活動を実施するとともに、収入申告書及び資産申告書の確実な徴収に努めているところである。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成27年度に引き続き、事務所内に事務所長をトップとする母子父子寡婦福祉資金対策検討会を設置し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成27年度に引き続き債権区分を実施し、適正な債権管理を行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を実施するとともに、滞納の理由を把握し、償還方法の変更等により、少額でも継続的な自主納付が可能となるよう指導・促進した。

・平成27年度収入未済額の処理状況

平成27年度収入未済額	48,061,659円
収入済額	5,169,871円
平成29年2月末収入未済額	42,891,788円

(6) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

資金及び報償費において、支払遅延及び支給金額の誤りか認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○資金について、支払遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 84,288円

○資金について、支給金額が誤っていたもの。

・件数 1件

・正支給額 75,759円

・既支給額 70,173円

<p>・ 追給額 5,586円</p> <p>○報償費について、60日以上支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 5件 ・ 金額 58,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>賃金の支払遅延については、支給調書に金融機関名称及び口座番号を記載し、複数の目によるチェックを行い再発を防止している。</p> <p>賃金の支給金額誤りについては、社会保険の標準報酬の等級を誤記したことによるものであり、回議の際に等級決定通知を添付し、再発防止に努める。</p> <p>報償費の支払遅延については、口座振替依頼書の提出の遅れによるものであるが、こまめな提出依頼を行い早期支出に努めている。</p> <p>(7) 東部地方振興事務所登米地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に測定すべき電柱敷地等使用料について、翌年度の4月1日に測定したものと定していないことが判明したため、平成28年9月27日に、2か年分12,000円を測定し、収納済みとなっている。</p> <p>このため、「財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）」及び「使用許可基準」等、公有財産例規を再確認し、独自に年間で「測定すべき一覧表」を作成して関係書類に貼付したほか、審査にも活用する等、スキルの向上及び複数職員でのチェックを徹底する。</p> <p>(8) 仙台塩釜港湾事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料及び雑費において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>○使用料（自動販売機設置）において、測定遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 4件 ・ 測定金額 17,410円 <p>○雑費（光熱水費）において、測定遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 5件 ・ 測定金額 281,311円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>担当職員の会計事務に対する認識不足が一因であったことから、歳入事務と債権管理にかかわる所内研修会の開催や、内部統制システムによるチェック項目に使用許可・測定等の歳入業務を追加し、チェック体制の強化及び事業担当者との情報共有を徹底することにより、再発防止を図ることとした。</p> <p>○宮城県監査委員告示第12号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査（小池伸城から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊2のとおり公表する。</p> <p>平成29年4月18日</p> <p>宮城県監査委員 齋 藤 正 美 宮城県監査委員 坂 下 賢 宮城県監査委員 石 森 健 二 宮城県監査委員 成 田 由 加里</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第57号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>平成29年4月18日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会委員長 森山 博</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日</p> <p>(1) 警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）</p> <p>(2) 実施期日</p>
---	--

報 告 書 公 報 警 備 局

<p>ア 新規取得講習</p> <p>(ア) 第1回講習 平成29年6月5日(月)から同月14日(水)までの土・日曜日を除く8日間</p> <p>(イ) 第2回講習 平成29年7月3日(月)から同月12日(水)までの土・日曜日を除く8日間</p> <p>イ 追加取得講習</p> <p>(ア) 第1回 平成29年6月8日(木)から同月13日(火)までの土・日曜日を除く4日間</p> <p>(イ) 第2回 平成29年7月6日(木)から同月11日(火)までの土・日曜日を除く4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上</p>	<p>1号警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 ア 第1回講習 平成29年5月8日(月)から同月12日(金)までの5日間(5月8日から11日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>イ 第2回講習 平成29年6月5日(月)から同月9日(金)までの5日間(6月5日から8日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成29年5月15日(月)から同月19日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>イ 第2回講習 平成29年6月12日(月)から同月16日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p>
--	---

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例 (平成12年宮城県条例第21号) 第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)